

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4700298号
(P4700298)

(45) 発行日 平成23年6月15日(2011.6.15)

(24) 登録日 平成23年3月11日(2011.3.11)

(51) Int.Cl.

F 1

A 47 H 13/16 (2006.01)
D 03 D 1/06 (2006.01)
D 03 D 11/02 (2006.01)

A 47 H 13/16
D 03 D 1/06
D 03 D 11/02

請求項の数 16 外国語出願 (全 10 頁)

(21) 出願番号 特願2004-200093 (P2004-200093)
(22) 出願日 平成16年7月7日 (2004.7.7)
(65) 公開番号 特開2005-34642 (P2005-34642A)
(43) 公開日 平成17年2月10日 (2005.2.10)
審査請求日 平成19年6月5日 (2007.6.5)
(31) 優先権主張番号 0316022.3
(32) 優先日 平成15年7月8日 (2003.7.8)
(33) 優先権主張国 英国 (GB)

(73) 特許権者 501372880
バンデックス、フェルヴアルツングスーグ
ゼルシャフト、ミット、ペシュレンクテル
、ハフツング
BANDEX VERWALTUNGS-
GmbH
オーストリア、A-6832、ズルツーレ
ティス、インドウストリーツォーネ、6
100113022
弁理士 赤尾 謙一郎
(74) 代理人 100110249
弁理士 下田 昭

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】カーテン上部テープ

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

それに沿って間隔を置いて配置される穴(8)を備えた下地生地(1)と、少なくとも1つの引き紐(7)と、少なくとも1つの細長いポケット(5b)の列とを有するカーテン上部テープであって、

前記細長いポケット(5b)の列は、径糸を含む連続した長手方向のポケット構造(5)によって規定され、前記径糸は前記ポケット(5b)の間で前記下地生地(1)に相互接続され、

各ポケット(5b)は、自身の対向する両端部で固定されるとともに、前記両端部の間で、少なくとも2つの前記穴(8)を越えて前記下地生地(1)から自由に浮き上がり、及び前記引き紐(7)が前記長手方向のポケット構造(5)の一部として該長手方向のポケット構造(5)を通って延びる、カーテン上部テープ。

【請求項 2】

前記引き紐(7)は、少なくとも1つの領域で各ポケット(5b)から自由に浮き上がる少なくとも1又はそれ以上の部分(7b)と、少なくとも1つのさらなる領域で前記ポケット(5b)と相互に接続される1又はそれ以上の部分とを有することを特徴とする請求項1に記載のカーテン上部テープ。

【請求項 3】

前記ポケット構造(5)は、幅狭の織り構造として経糸及び緯糸から織られるることを特徴とする請求項2に記載のカーテン上部テープ。

【請求項 4】

前記幅狭の織り構造が二重の平織りであることを特徴とする請求項 3 に記載のカーテン上部テープ。

【請求項 5】

前記引き紐（7）は、前記織られたポケット構造（5）と共に編み込まれると共に、それぞれ向かい合って位置しつつ幾つかの前記緯糸上に浮き上がる部分（7a、7b）を有することを特徴とする請求項 3 又は 4 に記載のカーテン上部テープ。

【請求項 6】

前記下地生地（1）が織られた生地であると共に、前記ポケット構造（5）と前記下地生地（1）との接続は、前記ポケット構造（5）の糸と前記下地生地（1）の糸との編み込みによることを特徴とする請求項 3 ないし5のいずれか 1 つに記載のカーテン上部テープ。
10

【請求項 7】

前記ポケット構造の長手方向の中央領域が実質的に前記下地生地への取付けから免れるよう、前記接続は、前記ポケット構造（5）のへりの経糸と前記下地生地（1）の緯糸との編み込みによってされることを特徴とする請求項 6 に記載のカーテン上部テープ。

【請求項 8】

2つの連続した長手方向のポケット構造（5）が存在し、1つのポケット構造（5）のポケット（5b）が他のポケット構造（5）のポケット（5b）を横切るように並ぶことを特徴とする請求項 1 ないし7のいずれか 1 つに記載のカーテン上部テープ。
20

【請求項 9】

前記ポケット構造（5）がそれぞれ前記下地生地（1）の端に隣接し、及びそれぞれそのような構造（5）がそれぞれ 1 つの前記引き紐（7）を有することを特徴とする請求項 8 に記載のカーテン上部テープ。

【請求項 10】

各ポケット（5b）が 2 つの穴（8）をまたいでいることを特徴とする請求項 1 ないし9のいずれか 1 つに記載のカーテン上部テープ。

【請求項 11】

縦に隣り合うポケット（5b）の間で前記テープの各部分の中央に、それぞれ目印（4c）が存在することを特徴とする請求項 10 に記載のカーテン上部テープ。
30

【請求項 12】

前記目印は、前記テープの表面に露出する 1 又はそれ以上の着色した糸（4b）によって定義されることを特徴とする請求項 11 に記載のカーテン上部テープ。

【請求項 13】

前記穴（8）は 1 組で配列され、各組は各ポケット（5b）に関して対称であり、及び前記組はお互いから等しい間隔に置かれることを特徴とする請求項 1 ないし12のいずれか 1 つに記載のカーテン上部テープ。

【請求項 14】

請求項 1 ないし13のいずれか 1 つに記載のテープとカーテン生地との組立品であって、前記テープが前記カーテン生地の上部に取付けられ、前記上部が前記テープの前記穴（8）と一列に並ぶ穴を有することを特徴とする組立品。
40

【請求項 15】

一列に並ぶ穴の各組の中で、ハトメ構造（10）が前記カーテン生地とテープ材料とに固定され、そのような穴の周囲が前記各ハトメ構造（10）の前面及び背面要素（11、12）の間に留められることを特徴とする請求項 14 に記載の組立品。

【請求項 16】

前記要素（11、12）は、前記要素の種々の分割を許容するための歯止め機構（13）によって互いにぴったりと閉まる分離した環状要素であることを特徴とする請求項 15 に記載の組立品。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】**【0001】**

この発明は、カーテン上部(頭部：heading)テープに関する。

【背景技術】**【0002】**

使用されている一般的なカーテン上部テープは、カーテンの上端領域に沿って固定され、又、吊りフックとともに使用され、このカーテン上部テープは、テープにひだを付けるための1又はそれ以上の縦の(*longitudinal*)引き紐(draw cord)と、吊りフックを受ける1又はそれ以上の縦のポケットの列とを含む織り構造となっている。

【0003】

10

英國特許GB 2 2 3 8 8 0 0 Bは、テープの織られた基本構造に編み込まれた細長い(*elongate*)織り構造によって定義される、並んだポケット列を有するこの種のテープの製造を記述する。細長い織り構造は、ポケットを定義する基本構造の表面上に自由に‘浮いている’(*float*)糸によって形成される、規則正しい間隔に置かれる部分を有する。

【0004】

20

カーテン上部テープは又、使用時にカーテンの上端領域に沿って固定され、カーテン棒(*pole*)とともに使用される。この種の1つの既知のテープは、目穴(*eyelet*)によって束縛され規則正しい間隔に置かれる円形の穴を有する。釣り合う(*matching*)穴がカーテン生地に切り抜かれ、環状の挿入物がカーテンを押し通されて目穴に固定される。カーテン上部はその後、目穴に付けられたプラスチックの紐(*tie*)を相互に連結することによって、目穴が一列に並ぶよう束ねられる。カーテン棒はそれから目穴を通して挿入されることができる。

【0005】

しかしながら、目穴に付けられたプラスチックの紐の使用は、整っていて滑らかな束(*bunching*)を実現すること、及び隣接する(*adjoining*)材料と表面とをつかむ(*catch on*)ことを困難にするのに関し、完成したカーテンの外観を損ねる。

【0006】

30

上述の目穴テープによる束を実現するための一般的な引き紐(draw string)配置の使用は、2つの目穴を含む比較的大きな輪を形作るために充分な長さのテープを横切って紐が引かれる必要があるのでふさわしくなく、それによって、そのような長さの自由な浮いている紐が引かれた時に整って開いた輪を容易に形作ることができず、かつ実際には閉じた輪を形成するため一度に(together)全体にテープを引く傾向にある。

【発明の開示】**【発明が解決しようとする課題】****【0007】**

本発明の一つの目的は、製造に好都合なテープ構造により、整って大きく開いた輪を付与するためにテープを容易に引くことができ、カーテン棒と共に使用される種類のカーテン上部テープを提供することである。

【課題を解決するための手段】**【0008】**

40

それゆえ本発明によれば、それに沿って間隔を置いて配置される穴を備えた下地生地を有するカーテン上部テープであって、少なくとも1つの細長いポケットの列を形成する附加的な糸の提供によって特徴付けられ、各ポケットは、その反対の位置にある端部で前記下地生地に固定されるとともに前記端部の間で前記下地生地から自由に浮き上がり、少なくとも2つの前記穴をまたぎ、及び少なくとも1つの引き紐が前記ポケットの前記糸を通って延びる、カーテン上部テープが提供される。

【0009】

この配置により、それぞれが少なくとも2つの前記穴を含む輪を形成するため、ポケットの糸にひだを付けるため前記(又は各)引き紐を引くことによって、テープを束ねることが可能である。ポケットの糸と結合した引き紐(又は紐)の使用は、テープを都合良く

50

作成することを可能とし、又、輪が望まれなく閉じることなく整った末端を保証する管理された束を容易にすることをテープに可能とさせる。

【0010】

このようにして、前記配置は好ましくは、前記引き紐が少なくとも1つの最初の領域で各ポケットから自由に浮き上がる1又はそれ以上の部分を有し、好ましくは、その中央領域と、少なくとも1つのさらなる領域で前記ポケットと相互に連結される1又はそれ以上の部分とを有し、好ましくは、その末端領域を有し、それによって、紐を引くと前記少なくとも1つの最初の領域のポケットはひだを作られるが、前記少なくとも1つのさらなる領域内を延びるポケットはそのままである。このことは、形成された輪が完全に閉じられるのを防止する一方で、前記テープが整って束ねられることを保証することができる。

10

【0011】

最も好ましくは、前記ポケットが二重の平織りであってもよい幅狭の織り構造として経糸及び緯糸から織られる。

【0012】

又、好ましくは、前記(又は各)引き紐は、交互に向い合う位置にある自由に浮き上がる部分と共に動くよう、前記織られたポケット構造と共に編み込まれ、少なくとも前記(又は各)最初の領域で、そのようなそれぞれ自由に浮き上がる部分が複数の緯糸を横切って延びる。

【0013】

さらに、前記(又は各)引き紐は、それらの間で前記連結を生じさせるように前記さらなる領域において、例えば1:1の織り合せとして、織られたポケット構造の緯糸と共にきつく編み込まれてもよい。

20

【0014】

最も好ましくは、前記(又は各)ポケットの列は連続した縦の構造によって定義され、その前記糸は、前記ポケット及びこの連続した縦の構造を通して延びる前記(又は各)引き紐の間で、前記テープの前記下地生地と相互に連結される。

【0015】

前記下地生地は、例えば二重の平織り生地である、好ましくは織られた生地であると共に、前記ポケット構造と前記下地生地との連結は好ましくは、前記ポケット構造の糸と前記下地生地の糸との編み込みによる。特に、前記ポケット構造の縦の中央領域が実質的に前記下地生地への取付けから免れるよう、例えば、引き紐の動きを容易にする一般に‘筒(tube)’の方法で、前記連結は好ましくは前記ポケット構造のへりの経糸と前記下地生地の緯糸との編み込みによってされる。

30

【0016】

良好な連結を保証するため、前記ポケット構造の経糸は、少数の前記下地生地の緯糸と編みこまれてもよく、各ポケットの各末端の1つ、及び、隣り合うポケット間の前記構造の各部分の中央の1つとしておく。

【0017】

本発明の1つの実施形態においては、例えば、前記下地生地の各端に隣接する1つであり、及びそのようなそれぞれの構造がそれぞれ1つの引き紐を有し、1つの構造のポケットがそれぞれ他の構造のポケットを横切って一列に並ぶ、2つの連続的な縦のポケット構造が存在する。

40

【0018】

好ましくは、各ポケットが2つの穴をまたぎ、又、縦に隣り合うポケットの間で前記テープの各部分の中央にそれぞれ目印が提供されてもよく、この目印は、カーテン上部へ取り付ける際、前記テープ末端の整った形状を保証するための前記テープの長さの切断への案内となる。この目印は、好ましい位置のみで前記テープの表面に露出する1又はそれ以上の着色した糸によって定義されてもよい。都合よく、前記下地生地の向い合う端部に隣接して2つのそのような糸がそれぞれ存在していてもよい。

【0019】

50

前記下地生地の穴は、望ましくは所望位置、特に、ポケットの位置と予め関係がある位置に正確に機械で切り抜かれる、好ましくは通常の寸法の円形の穴である。このようにして、穴の組が存在し、各組は個々のポケットに関して対称であり、又、前記組はお互いから等しい間隔に置かれる。

【0020】

前記テープは、縫合又は別 の方法でカーテン生地の上部に取り付けられる。取り付ける時、前記テープの穴と一列に並ぶ穴が前記カーテン生地に切り抜かれることが可能である。一列に並ぶ穴の各組の中で、目穴構造が前記カーテン生地とテープ材料とに固定され、そのような穴の周囲が前記各目穴構造の前面及び背面要素の間に留められることにより、組立て品を完成させることができる。1つの実施形態において、そのような要素は、種々の生地厚みに適用する前記要素の種々の分割を許容するための歯止め又は他の調整可能な連結によって、互いにぴったりと閉まる分離した環状要素であることを特徴とする請求項16に記載の組立品。

【0021】

本発明はさらに単なる実施例及び関係する付随の図面によって記述される。

【発明を実施するための最良の形態】

【0022】

図1に関し、これは、88mm幅として連続的に織られた幅狭の下地生地1を有するカーテン上部テープを示す。

【0023】

生地1は、綿、ポリプロピレン、又は他のあらゆる適当な天然若しくは合成材料若しくはこれらの材料の組合せであってよい経糸及び緯糸から織られる。前記糸は白色の多纖維(multifilament)、透明若しくは透けて見える单纖維、又は他のあらゆる適当な糸であつてよい。

【0024】

生地1は、平織りの織物を与える針の(needle)織機によって織られ、生地の向かい合う縦の端部2、3のヘリの経糸周りに輪になって(べら(latch)針を用いて)杼口当たり2ピック(pick)で差し込まれる緯糸と、一重の(single)経糸とを有する。

【0025】

適当な下地生地の構造、及びこのような下地生地構造を作るための設備のさらなる詳細についての参照は、英国特許GB2238800Bに用意されている。

【0026】

そのような端部から約8mmとして各端部2、3に密接に隣合う部分には、付加的な厚みのある経糸4の束をはめ込んだ(inlaid)ものがある。これらの糸4は、下地生地1の緯糸と個々に組み合わされ(interlock)、生地の向かい合う両面に筒状部分を生じさせる。これらの糸4は、緑色の経糸4bのような1つを除き、全て白色の多纖維の経糸4aからなる。この糸4bは、概してそれが他の白糸4によって覆われるよう糸4の束の中に置かれ、そのため見ることができない。この例外として、228mm毎に緑の糸4bが‘それで(miss)’いくつかの緯糸の上に浮き上がり、そのため部分4cで下地生地の表面1aに(図1に示すように)、約5mmはっきりと現れる。

【0027】

緑の糸4bは、テープの製造における繰り返し反復操作によって決められる規則正しい間隔で通常の間隔で露出し、テープの一端部に沿う露出部分4cは、テープの向かい合う端部の露出部分4cと正確に一列に並ぶ。

【0028】

糸4bのこれらの露出部分4cは、以下にさらに述べるテープを横切る切断における目印として作用する。

【0029】

それぞれはめ込んだ糸の束4に密着して並び、各端部2、3に対するそのような束4の向かい合う側に、それぞれ付けられたポケット構造5が存在する。

10

20

30

40

50

【0030】

ポケット構造5は、例えば8mm幅とした連続的に織られた細片を含み、細片の向かい合う端部でへりの経糸周りに輪になって杼口当り2ピックで差し込まれる緯糸と、織られる一重の経糸とを有する。

【0031】

ポケット構造5は、下地生地1の表面上に重なるが、緑の目印4cと一列に並ぶ短い長さ5aを除き、下地生地1から完全に分離している。

【0032】

48mmの長さとしたこれらの付属の長さ5aは緑の目印4cの中心に置かれ、又、ポケット構造5の向い合うへりの経糸及び3本の下地生地の緯糸6によって下地生地1の端部2,3に平行に延びるよう下地生地1に付けられ、この経糸は下地生地の緯糸と編み込まれ、この緯糸は付属の長さ5aのそれぞれの端部と中心とでポケット構造5の経糸と編み込まれる。10

【0033】

そのような付属の長さ5aに隣り合う間の部分には、180mmの長さとし、下地生地1から自由に浮き上がる長い‘ポケット’5bが存在する。各ポケット構造の細片5のポケット5bは正確な間隔をあけて配置され、又通常の寸法であり、さらにテープを横断して他の細片5のポケット5bと一列に並ぶ。

【0034】

各ポケット構造の細片5の中央に沿ってそれぞれ編み込まれた引き紐(cord or string)7が存在する。この紐7は、約10mmの長さとし幾つかの緯糸上を浮き上がる部分7aを有し、この部分は、細片5の露出した前面において、ポケット構造の細片5の各固定長さ5aの中央と、固定長さ5aの下方の(beneath)2つの同一長さ部分(図示しない)の中央とにある。20

【0035】

ポケット長5bの内部で、35mmの長さとした引き紐7は、ポケット長5bのそれぞれの端部領域5cで緯糸と1:1で編み込まれ、又、それから引き紐は、ポケット長5bの露出した前面の中央領域5dと中央領域5dの下方の(図示しない)4つの同一な部分とにおいて、幾つかの緯糸上に重なり10mmの長さとした4つの浮き上がり部分7bを有する。30

【0036】

以下に記述するように、引き紐7はテープを束ねるためその端部で引っ張ることができ、又、固定された長さ5aを下地生地1へ取り付ける形態は、紐7の動きを容易にする。

【0037】

40mm径とした円形の穴8は、適当な切断装置を用いて下地生地1内に正確に切り取られる。このような穴は2つ一組になっていて、それぞれが各ポケット5bの真中の地点に関して対称に配置され、穴8の組は例えば106mm離間し、各組の穴は例えば122mm離間している。

【0038】

使用時には、これまで記述されたテープは、下地生地1の表面1aが露出した状態でカーテン上部(図示せず)の内面に沿って縫合される。40

【0039】

穴8aは、あらゆる適当な方法でカーテン生地9内に切り取られ、下地生地1の穴8と一直線に並ぶ。

【0040】

目穴10は穴の位置でカーテン9と下地生地1とに適用される。

【0041】

図3に示すように、及び同日の同時係属中の出願に記述したように、目穴10は、幅調整可能な歯止め(ratchet)機構13によってぴったりと閉まる2つの環構造11,12を含み、この環構造は、カーテン材料9の露出した前面及び下地生地1の露出した前面か50

ら穴 8 を通して押し込まれてそれぞれ互いに連結され、カーテン材料 9 及びテープ生地 1 が構造 1 1 , 1 2 、並びに穴 8 の周りのカーテン材料 9 及び下地生地 1 の露出した面に重なる構造のフランジ 1 5 、 1 6 の間できつく留められる。

【 0 0 4 2 】

テープは、カーテン上部の末端に最も近い縁の目印 4 c の位置で、カーテン上部の長さに適する長さに切断される。このことは、束ねられた時にカーテンが整っていること、すなわち、以下でさらに述べるように見苦しく外に突き出す末端部分をなくすことを保証する。

【 0 0 4 3 】

カーテン上部は、テープの一端で引き紐 7 を縛り他端で紐を引張ることにより、束ねられる。

10

【 0 0 4 4 】

紐 7 をポケット細片 5 の長さに沿って引張ると、図 2 に示すようにポケット長 5 b にひだが作られる。

【 0 0 4 5 】

これらの長さ 5 a は下地生地 1 と有効な ‘ 筒 (tubes) ’ を形成し、これらの長さ 5 a でほとんど又は全くひだが発生しないため、紐 7 は固定された長さ 5 a を通して容易に動くことができる。

【 0 0 4 6 】

4 つの浮き上がる紐部分 7 b がポケット細片 5 を容易に一緒に引張る中央領域 5 d において、紐 7 はポケット長さ 5 b にひだを作る。中央領域 5 d 及び固定された長さ 5 a の間にある領域 5 c ではほとんど又は全くひだが発生しないが、この領域では引き紐 7 がポケット細片 5 に編み込まれているためである。

20

【 0 0 4 7 】

中央領域 5 d におけるひだは、ポケット長 5 b が例えば 1 0 - 1 5 mm の短い長さになるよう、締め付けられ又は折りたたまれることができる。

【 0 0 4 8 】

その結果として、穴 8 はカーテン上部の長さに沿って実質的に互いに一列に整列されてカーテン棒を受け；又、カーテン材料及びテープは滑らかな開いた輪に束ねられる。輪は部分的にひだを作られたポケット 5 b によって適所に保持され、このことはカーテン上部が整っていることを保証する。上記したように縁の目印 4 c でテープを切断することにより、各端部でカーテン上部はテープの自由端よりはむしろ輪になって末端をなし、それによりカーテン端部が内側へ整って保持されることが保証され得る。

30

【 0 0 4 9 】

記述されたテープは、整った束を実現するために織られるポケット構造によって決まり、それによりテープが通常の技術を用いて都合良く製造され得る。

【 0 0 5 0 】

もちろん、本発明は上記実施形態の詳細に限定されず、これらは例示として記述されたに過ぎない。

40

【 0 0 5 1 】

特に、与えられた寸法は例に過ぎない。異なる寸法、及び異なる相対的な寸法も使用することができ、特に束の効果 (bunching effect) 又は要求される ‘ ゆとり ’ に依存する。

【 0 0 5 2 】

各ポケット長さ 5 b の大部分（例えば 1 / 2 から 3 / 4 、特におよそ 2 / 3 ）は、ひだ長さが小さな大きさとなるように、ひだが作られるが、他の配置もまた可能である。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 5 3 】

【 図 1 】その中の穴の切抜きに先立つ、本発明に従うカーテン上部テープの一態様の広げた形態における平面図である。

50

【図2】ひだになった状態を示す図1の透視図である。

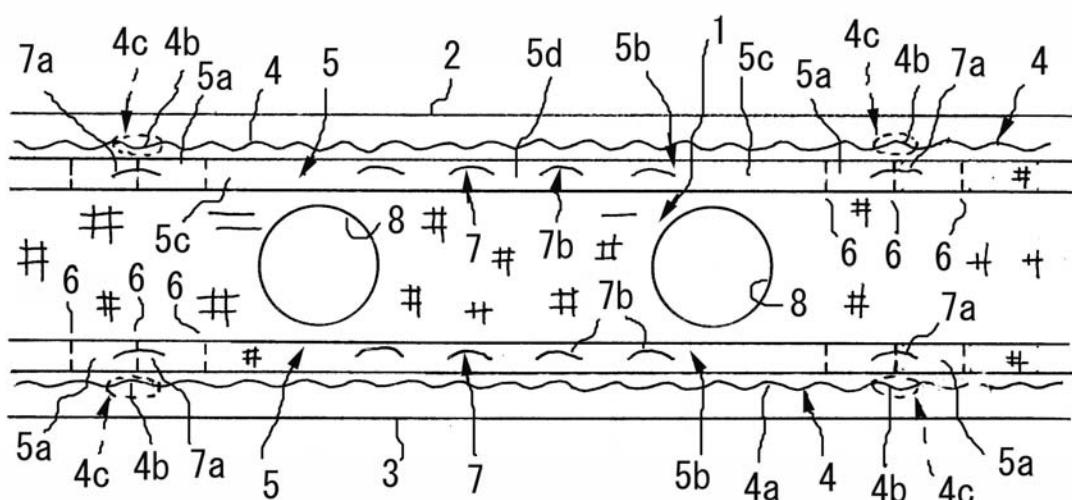
【図3】テープとともに使用される目穴の断面図である。

【符号の説明】

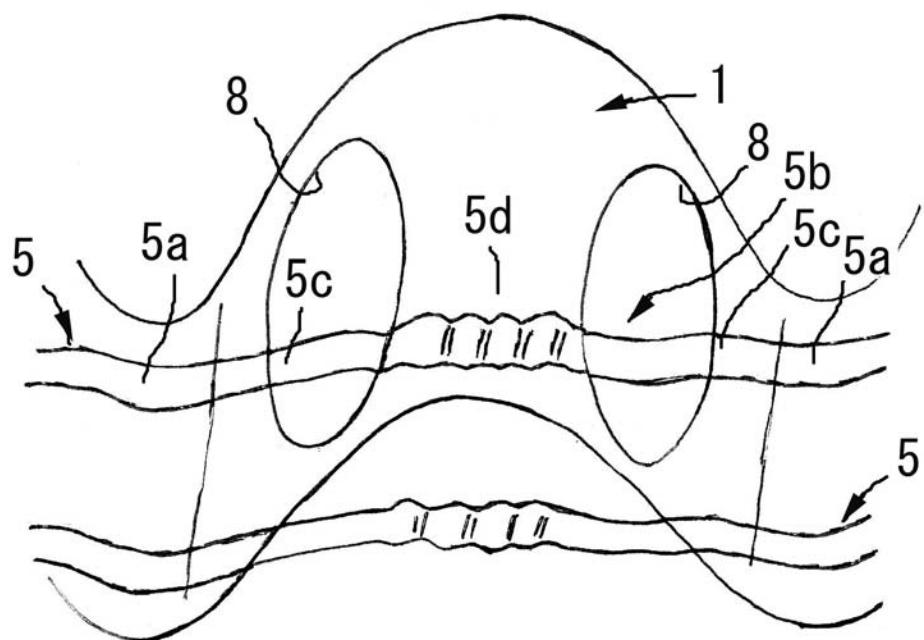
【 0 0 5 4 】

- | | |
|-----|------|
| 1 | 下地生地 |
| 5 | 糸 |
| 5 b | ポケット |
| 7 | 引き紐 |
| 8 | 穴 |

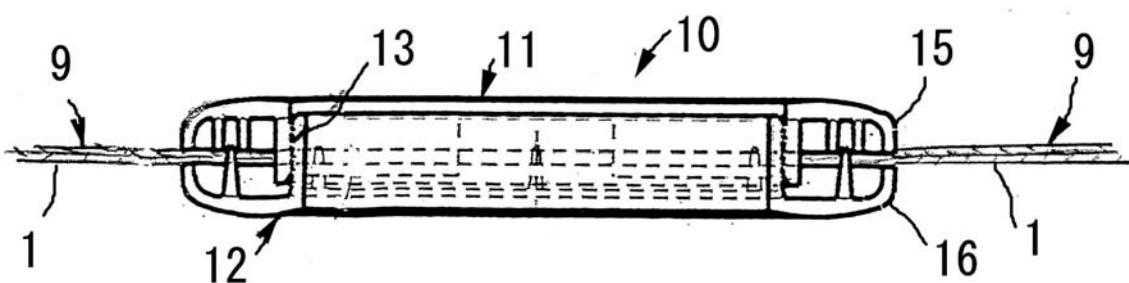
【 図 1 】



【図2】



【図3】



フロントページの続き

(72)発明者 ジェフリー ホールワース

英国 エスケー3 8ディーダブリュー ストックポート、ショウ ヒース、フローリスト スト
リート 23

審査官 深田 高義

(56)参考文献 登録実用新案第3061141(JP, U)

特開昭52-150162(JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A 47 H 13 / 16

D 03 D 1 / 06

D 03 D 11 / 02